

「古民家再生促進支援事業補助金」について

丹波市建設部都市住宅課

主 旨

空き家となっている古民家を再生することにより、伝統的木造建築及びその技術の維持並びに継承を図るとともに、地域資源である古民家の有効活用、再生及び地域活性化を図るため、改修工事費を助成します。

補助の内容

古民家を、地域活動やまちづくり活動の拠点、宿泊体験施設及びチャレンジショップ等の地域活性化に役立てる施設又は移住者向け賃貸住宅として供する場合の改修費用を助成します。

①補助対象者

古民家を所有又は賃借し、地域活性化のために利活用する市内の自治会、自治協議会、もしくは市が認める法人で、兵庫県の「古民家再生促進支援事業」(県事業)の採択を受け、かつ国土交通省の「空き家対策総合支援事業」の対象となる事業を実施する者。

②補助対象の古民家

概ね 50 年以上前に建設された町屋、武家屋敷、庄屋、農家、豪農屋敷等の空き家住宅で、次に掲げる全てに該当する伝統的木造建築技術により建設されたもの。

- ・ 軸組み工法で造られた建築物
- ・ 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手・仕口を用いた建築物
- ・ 筋交い等の斜材を多用せず「貫」を用いた建築物
- ・ 主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いた建築物
- ・ 屋根は和瓦、茅葺き等伝統的素材を用いた建築物

※古民家は6か月以上空き家となっていること。

③補助金額

・ 補助率	対象経費	1 / 3	
・ 補助限度額	対象経費	500 万円～1,000 万円未満	<u>250 万円</u>
		1,000 万円～1,500 万円未満	<u>400 万円</u>
		1,500 万円以上	<u>500 万円</u>

※兵庫県古民家再生促進支援事業補助金（補助率 1/3、上限市の補助額）の随伴補助となります。

・ 補助対象経費

古民家を再生して活用するための、機能回復又は設備改善に必要な工事に要する費用で、県事業補助金の交付の対象となる経費。（業務用の設備機器、建物と一体となっていない備品、庭・擁壁などの外構工事、ライフラインの申請手続や検査に要する費用は除きます。）

※工事ごとに3者の見積書の提出が必要です。

※市からの補助金交付決定前に工事請負契約の締結や工事着工など、事業着手された場合は補助対象事業となりません。

受付期間・予定件数

- 事前相談受付期間 令和7年5月19日(月)～令和7年7月18日(金)
※交付申請前に必ず上記期間内に「事前確認書」を担当課に提出し、補助金の交付申請についてご相談ください。
- 申請書類提出期限 令和7年8月1日(金)
※8月中旬～下旬に事業者へのヒアリングを伴う審査会を行い、その後補助事業者を採択します。
※補助対象工事は令和8年2月末日までに完了する工事となります。
- 予定件数…1件
※ただし、審査の結果該当なしとする場合があります。

その他注意事項

- 本補助金の活用後、改修した古民家を10年以上活用することが必要です。
※10年未満で活用しなくなった場合には補助金の返還を求めます。
- 法人が申請する場合は次の要件があります。
 - ・5人以上の構成員等により組織され、市長が特に認める者
 - ・法人の定期総会、役員会等において、事業承認を得ていること。
 - ・定期的に予算を調製し、決算及び決算監査を行っていること。
 - ・活動内容及び会計に関する情報を開示することができること。
 - ・古民家の活用について、補助対象古民家が存する自治会の同意を得ていること。
 - ・営利法人が事業実施する場合、事業収益はこの事業でのみ充当すること。
- 申請書受理後、事業内容の審査を行います。書類審査のほか市の審査会での申請者からのヒアリングを受け、補助金の交付の可否を決定します。なお、審査は以下の視点により総合的に評価して行います。
 - ・事業方針 ・事業遂行能力 ・地域活性化となる事業効果
 - ・事業の実現性 ・事業コスト
- 市からの補助金の交付決定前に工事請負契約の締結や工事着工など、事業着手された場合は、補助対象事業となりません。
- 移住者向け賃貸住宅への改修は、県が定める歴史的景観形成地区等に限りません。
- 改修工事後の古民家については、一定の耐震性を有する必要があります。
- 建築基準法、県福祉のまちづくり条例、旅館業法、消防法、農地法等関係法令の申請・届出が必要な場合がありますので、関係部署に確認の上、所定の手続きを行ってください。
- 補助金は、完了実績報告書の提出後に市で実施する完了検査に合格した後に交付します。

※ひょうご住まいサポートセンターが実施する建物調査及び再生提案を受けられた場合、建物調査報告書と古民家再生提案書をご提出いただきます。詳しくは兵庫県の「古民家再生促進支援事業」のホームページをご参照ください。

問い合わせ先

丹波市建設部都市住宅課住宅政策係（春日庁舎2階）

Tel.0795-74-2364